

Title	芸術と経済 (二) (文芸復興期の経済史的研究)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.2 (1919. 2) ,p.201(53)- 208(60)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190201-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

り(同 p. 8)。之に對して匿名の士 Dr. H. は同年 Decus et Tutamen, or our new money as now coined in full weight and fineness proved to be for the advantage of England. を出版して貨幣價値の引上げは正に貨物の價格を騰貴せしむ可きを主張したり。而して這個貨幣價値引上げの是非は又 Nicholas Barbon をして同年其最後の著書たる A Discourse concerning Coining the New Money lighter. In Answer to Mr. Lock's Consideration about raising the Value of Money. の稿を起さしめたり(彼は此書出版の後二年一千六百九十八年を以て逝けり)。

藝 術 と 經 濟 (二)

(文藝復興期の經濟史的研究)

阿 部 秀 助

エリサベット、フオン、ローン、バツサーマーンは以太利商人がアルプスの彼方に於ける商取引に従事するに至りし時期を以てカール大帝(七六八—八一四)以後となすも此點に就きては明白なる證左を欠けり、何んとなれば著者が引用せるアドルフ、シュアウスの羅馬民族商業史によれば單に以太利方面より貨物を輸入せんとせし一獨逸商人の推擧狀を云々するに過ぎず、(二)其他九百八年にアウグスブルクの僧正アダルベロがサンガレンの僧院に贈りしチルスの染料の如き、或は西曆十世紀にマインツを訪ひし、一亞刺比亞人の紀行中にある亞細亞方面の産物の如き、直接、以太利商人によりて齎らされしものにあらずして、或は黒海方面よりドナウを経て輸入せられしものなるやも知る可からず、只だ千七十四年に時の佛蘭西

王フィリップ一世が同國內の歳市に於て以太利商人の貨物を沒收せし一事は明かにアルプス以外の地に於て同國商人の足跡を印せしことを示すものなりとす。其後千二百年代に至りシヤンパーニュの歳市を訪ひし者は多く北以太利の諸市例者アスタ、ジエノア、ビヤチエンツアの市民にして、殊に以太利の商業が西部歐洲を通じて最も顯著なる發展を遂ぐるに至りしは十三世紀以後、彼等が法王廳又たは法王廳と密接なる關係を有する僧侶との間に立ちて財的任務に服するに至りし結果となす、而して此財的任務は其初期(一二〇九、一二一三、一二一四)に於ては専ら羅馬の商人によりて營まれしが千二百十七年以來、此業務は羅馬の商人とシエナの商人との合同的經營となり、其中、佛蘭西に定住せしシエナ人は全く羅馬商人との關係を斷ちて専ら同國に於ける貴族、僧侶に對する金貸業務を事とするに至れり、然るに千二百二十年來、羅馬の商人が貨物取引を營むこと殆んど絶無なりし結果、利を收むること少く、從つてシエナ人は遂に之れを凌駕するに至り、更に十三世紀の中期殊に千二百五十年より千二百五十一年にかけては彼等は全く法王廳に對して獨占的地位を有するを得しが千二百六十一年以來はフロレンス、ルッカ其

他トスカナ諸市の競争を生じ、爲めにシエナの地位は著しく衰ひてフロレンス代つて其勢力を恣にするに至れり。

註一 Elisabeth von Roon-Basserman, Siensische Handelsgesellschaften des XIII Jahrhunderts. s. I. u. Prof. Adolf Schanze, Handelsgeschichte der Romanischen Völker des Mittelmeergebietes bis zum Ende der Kreuzzüge. s. 92.

次にシエナ商業の活動範圍は以太利を除きては佛蘭西、英吉利、獨逸及、フランスの地方にして、就中、同市にとりて最も重要視せられしは英國とシヤンパーニュの歳市なりとす、而して以上の地方に於てシエナ人は單に金融上の業務に従事せしのみならずして、頗る大規模の貨物取引を營み、通常之れが資金としては本國に對する送金又たは手元に集積せられたる資金の大部分を以て貨物の購入費に宛てしものにして、斯くて英國の羊毛、佛蘭西及フランス地方の織物等の如き其地方に於ける特産物は彼等によりて最も多く取扱はれしものなりとす。

之れを要するに國外に於けるシエナ商人の活動範圍は次の如く限定せられしものなりとす、(一)貨物取引(小規模の範圍に於ては既に十二世紀の中期以來(二)各種の金融業務(三)自己が貨物取引を營む範圍内にある諸侯、僧侶及自治體に對する資

金の貸與(四)法王廳に對する金融的關係なりとす、論者は以下、シエナに於ける企業
が如何なる組織の下に經營せられしかを論せんと欲す。

十三世紀に於けるシエナの企業組織に就きて主として參考に供す可き材料は
吾人の知る範圍にては千二百六十二年、千三百九年及千三百四十二年の同市に關
する法令にして、殊に最後の法令は世に *Arte della Mercanzia Senese* の律令として知ら
れ、其中には舊時の法令を包有し吾人にとりて參考に資す可き點多し、今、是等の法
令を比較してシエナ其者の企業組織に就きて考察するに當時に於ける企業組織
は多く有限責任の形式を有せしものにして、其大なるものに至つては、彼の千二百
六十五年頃にスコッチ、トロメイ、サリムベニー等の財閥團によりて成立せし合同
經營の如き其目的とする處が法王及英王に對する資金の需要を満足せしめんと
せし結果よりて極めて大規模のものなりしが如し、而して今日、尙ほ存する共同的
經營の契約書に就きて見るに、千二百八十九年に成立せしボンシノリの新設會社
即ちグラン、ダヴォラの如き比較的巨額の資金を集積せしものと稱せらるゝもの
にして、ボナヴェンチュタ、ベルンハルヂニは六千八百リラ、ダリウス、モンタニニは

二千五百リラ、ファチウス、ベリノニス、は三千リラ、トロメウス、マネンチスは二千一
百リラ其他、千二百四十六年四月二十八日ボナグイダ、アルロットは二百リラを投
じてスコッチの會社に對する出資者の一人となり、又、シエナに於けるスカルチア
ルセ家の同族の一人が千二百八十三年に認めし書簡によれば、彼れは其同族者と
七年を以て満期とする一會社を佛蘭西に設け、之れが爲めに二千七百リラを企業
資金として支出せり、あしなべて當時に於ける會社の業務繼續時期は短期にして
或者はシエナのボンシノリ、及トロメイの契約に見るが如く一二年を以て終結せ
しものにして、又、或者は七年位に止まりしものあり、次に會社其者に於ける業務
を發展せしむる上に於て會社に對する出資者多數の意志が最も重要な意義を
有せしことは、法令の規定する處によりて元より疑ふ餘地なきも、然かも實際上、會
社の業務を指導するものは一二の勢力ある出資者にして、即ち多くの場合を通じて
之れが指導者は會社其者の創立者か、或は之れが同族の一人か、然らずんば最も
企業的能力に富む自餘の出資者なりとす、次に當時の會社はシエナを中心とし
て多く西部歐羅巴方面に活動せしものにして、例者千二百八十八年より千二百九

十一年の間に於てボンシノの出資者はフランドル、シャンパーニュ、巴里方面に於て活動せり、而して是等、國外の業務に従事せし出資社員にしてシエナ市に歸還せし場合に於ては、彼等は出資者多數の要求により、自己が業務上に於て收得せし、現金、貸付證文及手形等に關する清算書を提出せざる可からず、若、又、國外にある場合に之れが清算書を徴せらるゝ場合には、最長六ヶ月を經過せざる中にシエナに歸りて之れを報告するの義務あり、斯くの如きは單に國外にあるものゝみに限定せられずして更にシエナ其者にありて業務に従事するものに對しても時々之れが清算を促すことあり、若、斯くの如き場合に帳簿上、多少の缺損を生みし結果、其命令を拒絶せし場合には、市長の命により直ちに獄屋に投せられ、時に其罪の範圍は其妻子又たは父母、兄弟に及びしことあり、而して清算の出來ざる間は獄裡の生活を送らざる可からず、若、罪に問はれんことを恐れて逃亡せし場合には、即次、破門の刑に處せられ、其所持せる財産は總て沒收せられ、各出資者は其損害高に應じて之れを分配せしものなりとす、以上、吾人はシエナ其者に於ける企業組織の概括的觀察を試みしを以て、以下、各方面に活動せし企業家に就きて叙述せんと欲す。

十三世紀の前半期に於けるシエナの商人にして舊教の旺盛なる地方に活動せし商人は何れも、同市に於ける有力なる會社に屬せしものにして、即ちラニエチオ、スピネリ・ヒュゴリノ、オルランヂ・カステラマス、タルベルナリ・ボンコムパニエス・レコベルス・ブルガリニエスの如き何れも初期時代に於て國際的商業に従事せし有力なる人物なりとす、而して以上の中、ヒュゴリノ、オルランヂ及カステラマスに就きては吾人は多く聞く處なきも、ラニエチオ、スピネリに就きては、彼れは千二百二十四年七月九日レストルス、グレゴリと共に英王ヘンリー三世より同年の基督降誕祭に至る迄の御朱印を受け、以て英國方面に於ける貨物取引に従事し、又千二百二十六年には單獨に佛蘭西内にある一僧院の債權者として立つに至れり、而して彼れと共同出資者たりしレストルス、グレゴリの名は其後、文書上には何等認むること能はず、次にフレデリゴ、リムブレチは其遺言狀の文面によれば専らシエナにありて企業上に活動せしも、然かも彼れはシャンパーニュ方面に於て大なる負債を生せしが如し、而して千二百三十八年彼れと共同出資者たりしウゴリノ、グンチリスは國外に於て設立せられし一會社の代表者として吾人の興味を催さしむ

る人物にして彼れは千二百二十八年十月二十九日シャンパーニエ伯の債權者として同年他の出資者と合同して英國方面に於ても活動せり、即ち同國にては千二百二十八年六月二十四日ヘンリー三世前後二回の募債をなし、ウヰッリノは専ら後者の場合に於て活動せしものなりとす。

利子歩合の季節的變動

高城 仙次郎

本誌に於て既に數回論述せるが如く、一定の時に於ける利子歩合は、予の觀る所に據れば、其時に於ける資金——貨幣並に貨幣要求權——の需用と供給との一致する點に於て定まるものなるが故に、資金の供給にして變動なき場合に、若し資金の需用が膨脹せば、利子歩合は當然騰貴するに至る可し。而して此資金に對する需用は一ヶ年中常に同額ならずして、月に依りて増減するものなるを以て、利子歩合も亦金融の繁閑に準じて昂落す可きは明かなり。概して之を論ずれば、各國に於ける資金の需用は、夏期に於て最も少なく、冬期殊に年末に於て最も多し。従つて利子も夏期に於て低率にして、冬期に於て高率なるを常とせり。然りと雖も、利